

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター

確認検査業務手数料規程

令和7年4月1日改訂

(趣旨)

第1条 この規程は、「公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター(以下「住宅センター」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 建築基準法(昭和25年法律第201号)をいう。
- (2) 令 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)をいう。
- (3) 施行規則 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)をいう。
- (4) 急行コース 公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター確認検査業務約款第3条の2に規定する急行コース特約による審査をいう。
- (5) 構造仕様規定審査 令第3章第2節から第7節の2(令80条の2にあっては平成19年国土交通省告示第1119号に限る。)に規定する基準の審査(構造計算審査を除く。)をいう。
- (6) ルート2審査 法第6条の3第1項第1号に規定にする審査をいう。
- (7) 構造計算審査 すべての構造計算(ただし、構造仕様規定審査における規定のただし書き等によって当該部分のみの検討で足りる構造計算及びルート2審査を除く。)の審査をいう。
- (8) 構造上の棟 令第36条の4の構造上別の建築物とみなすことができる部分をいう。
- (9) 建築物省エネ法 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)をいう。
- (10) 省エネ適合性判定 建築物省エネ法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。
- (11) 省エネ仕様基準審査 平成28年国土交通省告示第266号及び令和4年国土交通省告示第1106号に規定する基準の審査をいう。
- (12) 品確法 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)をいう。
- (13) 品確法施行規則 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号)をいう。
- (14) 設計性能評価 品確法施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価をいう。
- (15) 設計性能評価書 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。
- (16) 建設性能評価 品確法施行規則第1条第3号に規定する建設住宅性能評価をいう。
- (17) 天空率審査 法56条第7項に規定する基準の審査をいう。
- (18) 型式認証 法第68条の11第1項に規定する型式部材等製造者の認証を受けた建築物をいう。
- (19) 省エネ適合性判定等 建築物省エネ法第11条第6項の規定による適合判定通知書、設計性能評価書、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第7条の規定による認定通知書及び品確法第6条の2第3項の規定による確認書を利用する場合、若しくは省エネ仕様基準審査による場合をいう。

(建築物に関する確認審査手数料)

第3条 建築物に関する確認審査手数料は、申請1件につき、申請床面積の合計により算定する(1)確認基本手数料と、計画の特性により以下に該当する(2)確認加算手数料を合計した額とする。

(1) 確認基本手数料	①通常審査
	②急行コース
(2) 確認加算手数料	①構造計算審査
	②ルート2審査
	③構造仕様規定審査
	④省エネ仕様基準審査
	⑤天空率審査

(1) 確認基本手数料

①通常審査

申請床面積の合計 ※1	手数料(円)	
	右記以外	型式認証
30 m ² 以内のもの	10,000	8,000
30 m ² を超え、100 m ² 以内のもの	18,000	13,000
100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	28,000	20,000
200 m ² を超え、300 m ² 以内のもの	39,000	27,000
300 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	54,000	38,000
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	70,000	49,000

申請床面積の合計 ※1	手数料(円)	
	右記以外	型式認証
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	98,000	71,000

※ 既存建築物に対して行う増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更の場合は、申請部分の床面積に申請以外の部分の床面積の1/2を加えた床面積(小数点3桁以下切り捨て)を申請床面積とする。

②急行コース

申請床面積の合計 ※1	手数料(円)	
	右記以外	型式認証
30 m ² 以内のもの	14,000	10,000
30 m ² を超え、100 m ² 以内のもの	26,000	18,000
100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	41,000	28,000

※ ①通常審査と同様とする。

(2) 確認加算手数料

①構造計算審査

構造上の棟毎の床面積	手数料(円)
500 m ² 以内のもの	40,000
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	50,000
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	60,000

②ルート2基準

構造上の棟毎の床面積	手数料(円)
1,000 m ² 以内のもの	76,000
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	98,000

③構造仕様規定審査

手数料(円)
15,000

※ 構造上の棟毎に適用する。

④省エネ仕様基準審査

手数料(円)
5,000

※ 一戸建ての住宅以外の住宅については、別途見積りとする。

⑤天空率審査

手数料(円)
5,000

※ 2階建て以下の一戸建ての住宅を除く。

- 2 計画変更における確認審査手数料は、申請 1 件につき、前項により算出した額に 0.5 を乗じた額(1,000 円未満切り捨て)とする。

ただし、審査が容易であると住宅センターが認める変更については前項により算出した額に 0.5 を乗じた額(1,000 円未満切り捨て)と 5,000 円のいずれか小さい方の額とする。

申請建築物と別棟の増築を計画する変更(他の建築物に影響を及ぼさないもの、集団規定(建築基準法第三章の規定(法適合が明らかであるものを除く。))の検討が必要でないものに限る。)における場合は、増築部分の床面積に応じて前項により算出した額とする。

- 3 前項において、直前の確認済証の交付を住宅センター以外の者から受けている場合は、前項により算出した額に、第1項により算出した額を加算する。

(軽微な変更に関する確認審査手数料)

第4条 施行規則第3条の2に規定に該当する軽微な変更において、構造計算審査、ルート2審査、構造仕様規定審査及び省エネ仕様基準審査に係る変更がある場合、又は新たに省エネ仕様基準審査が必要となる場合の確認審査手数料は、5,000 円とする。

(工作物に関する確認審査手数料)

第5条 工作物に関する確認審査手数料は、申請する工作物ごとに、16,000円とする。

2 計画変更における確認審査手数料は、申請する工作物ごとに、8,000円とする。

3 前項において、直前の確認済証の交付を住宅センター以外の者から受けている場合は、前項の額に第1項に規定する額を加算する。

(昇降機に関する確認審査手数料)

第6条 昇降機に関する確認審査手数料は、設置する昇降機1台につき 18,000 円とする。

2 計画変更における確認審査手数料は、申請する昇降機ごとに、10,000 円とする。

3 前項において、直前の確認済証の交付を住宅センター以外の者から受けている場合は、前項の額に第1項に規定する額を加算する。

(建築物に関する中間検査手数料)

第7条 建築物に関する中間検査手数料は、申請1件につき、以下に規定する額とする。

検査対象床面積の合計	手数料(円)
30 m ² 以内のもの	20,000
30 m ² を超え、100 m ² 以内のもの	25,000
100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	34,000
200 m ² を超え、300 m ² 以内のもの	44,000
300 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	61,000
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	78,000
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	105,000

2 前項において、直前の確認済証の交付を住宅センター以外の者から受けている場合は、前項により算出した額に、第3条第1項により算出した額を加算する。

(建築物に関する完了検査手数料)

第8条 建築物に関する完了検査手数料は、申請1件につき、検査対象床面積により算定する(1)完了基本手数料と、計画の特性により以下に該当する(2)完了加算手数料を合計した額とする。

(1) 完了基本手数料	検査対象床面積の合計により算定
(2) 完了加算手数料	①軽微な変更(構造計算審査、ルート2審査及び構造仕様規定審査に影響する変更に限る。)に係る審査
	②省エネ適合性判定等に係る建築物の加算
	③省エネ適合性判定等に係る軽微な変更内容の確認

(1) 完了基本手数料

検査対象床面積の合計	手数料(円)
30 m ² 以内のもの	20,000
30 m ² を超え、100 m ² 以内のもの	25,000
100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	33,000
200 m ² を超え、300 m ² 以内のもの	50,000
300 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	66,000
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	82,000
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	115,000

(2) 完了加算手数料

①軽微な変更(構造計算審査、ルート2審査及び構造仕様規定審査に影響する変更に限る。)に関する審査

手数料(円)
5,000

②省エネ適合性判定等に係る建築物の加算

完了加算手数料② (円)
イ)直前の省エネ適合性判定等を住宅センターから受けている場合

当該省エネ適合性判定等を要する棟の床面積の合計に対する (1)完了基本手数料 × 40%
ロ)直前の省エネ適合性判定等を住宅センター以外の者から受けている場合
当該省エネ適合性判定等を要する棟の床面積の合計に対する (1)完了基本手数料 × 60%

③省エネ適合性判定等に係る軽微な変更内容の確認

完了加算手数料③ (円)
省エネ適合性判定等(省エネ仕様基準審査を除く。)に係る軽微な変更内容の確認
ルートA 住宅センター省エネ適合性判定手数料(併願を考慮しない手数料) × 30%
ルートB 省エネ仕様基準審査 5,000

※ ルートA 省エネ性能が向上する変更

ルートB 一定範囲内の省エネ性能が低下する変更

※ 住宅センター省エネ適合性判定手数料「住宅センター建築物省エネ法判定業務規程」を適用し、算定した当該手数料(省エネ適合性判定対象の棟毎に算定した合計額)

- 2 前項により算定した手数料の合計の額について 1,000 円未満は切り捨てとする。
- 3 第3条第1項に規定する(2) 確認加算手数料に関する審査が新に必要となる場合は加算額を別途協議して定める。
- 4 第1項において、直前の確認済証の交付を住宅センター以外の者から受けている場合は、前項により算出した額に、第3条第1項により算出した額を加算する。
- 5 住宅性能評価を住宅センターで受けている場合は、前各項により算出した額から、以下に規定する額を減額する。

減額手数料

検査対象床面積の合計	住宅性能評価の内容	単位(円)
30 m ² 以内のもの	設計性能評価	3,000
	建設性能評価※	7,000
30 m ² を超え、100 m ² 以内のもの	設計性能評価	5,000
	建設性能評価※	9,000
100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	設計性能評価	8,000
	建設性能評価※	12,000
200 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	設計性能評価	10,000
	建設性能評価※	16,000
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	設計性能評価	18,000
	建設性能評価※	26,000
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	設計性能評価	23,000
	建設性能評価※	28,000

※建設性能評価については、住宅センターにおいて直前の設計性能評価を行っているものに限る。

(工作物に関する完了検査手数料)

第9条 工作物に関する完了検査手数料は、申請する工作物ごとに、18,000 円とする。

- 2 前項において、直前の確認済証の交付を住宅センター以外の者から受けている場合は、前項の額に 16,000 円を加算する。

(昇降機に関する完了検査手数料)

第10条 昇降機に関する完了検査手数料は、設置する昇降機1台につき、26,000 円とする。

- 2 前項において、直前の確認済証の交付を住宅センター以外の者から受けている場合は、前項の額に 18,000 円を加算する。

(追加説明書の審査手数料)

第11条 完了検査申請に係る建築物、工作物又は昇降機について確認を受けた計画を変更したことによる追加説明書の審査手数料は、第3条第2項、第5条第2項及び第6条第2項の規定を準用する。

(再検査手数料)

第 12 条 完了検査又は追加説明書の審査の結果、申請に係る建築物、工作物又は昇降機の再検査を行うこととなる場合の手数料は、第8条第1項(1)完了基本手数料、第9条及び第 10 条により算出した額に 0.5 を乗じた額(1,000 円未満切り捨て)とする。

(中間・完了検査手数料の旅費等の加算)

第13条 中間検査、完了検査又は再検査の実施区域が薩摩川内市甕島地区・三島村・十島村・熊毛地区・大島地区であるときは、当該検査手数料に次の各号に掲げる実費相当額を加算する。

ただし、加算は検査1回当たりとし、同時検査の場合は、重複加算しないものとする。

- (1) 船舶、飛行機料金及びバス、レンタカー料金などの交通費
- (2) 宿泊を要する場合は、宿泊費

(帳簿記載事項証明書の発行手数料)

第 14 条 帳簿記載事項証明書の発行手数料は、1件につき 1,000 円とする。

(手数料の減免)

第 15 条 第3条から前条までの規定について住宅センター理事長が特に必要と認める場合は、手数料を減額し、又は免除するものとする。

(本規程に定めない事項の取扱い)

第 16 条 本規程に定めない手数料については、別途協議の上、定めることとする。

(手数料の支払方法)

第 17 条 建築主又は築造主(以下「建築主等」という。)は、前条までに定める手数料を公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター確認検査業務約款第4条に定める納入期日までに、納入するものとする。また、住宅センターが第 13 条による加算額を請求した場合は、建築主等はその額を検査済証発行までに追加で納入するものとする。

2 前項の手数料納入が次の指定銀行口座への振り込みによるときは、振り込みに要する費用は建築主等の負担とする。

- (1) 指定銀行及び支店名 鹿児島銀行県庁支店
- (2) 口座名及び口座番号 普通預金 3612
公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター

附則
(施行期日)
この規程は、平成12年6月1日から施行する。

(施行期日)
この規程は、平成12年10月3日から施行する。

(施行期日)
この規程は、平成14年4月1日から施行する。

(施行期日)
この規程は、平成14年6月1日から施行する。

(施行期日)
この規程は、平成17年11月1日から施行する。

(施行期日)
この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(施行期日)
この規程は、平成20年6月20日から施行する。

(施行期日)
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(施行期日)
この規程は、平成22年8月1日から施行する。

(施行期日)
この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(施行期日)
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)
この規程は、平成27年6月1日から施行する。

(施行期日)
この規程は、令和 2年8月1日から施行する。

(施行期日)
この規程は、令和3年6月1日から施行する。

(施行期日)
この規程は、令和7年4月1日から施行する。